

岩手県告示第815号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
[略]		[略]	
流通課	いわて畜産物ブランド強化対策事業費補助、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助	流通課	<u>いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u> 、いわて畜産物ブランド強化対策事業費補助、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。